

大任町 指定給水装置工事事業者 指定（更新）申請時確認書

年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

郵便番号

住所

代表者

電話番号

指定給水装置工事事業者の業務内容

1. 営業時間： 2. 休業日：	公表： 可・否
漏水等修繕対応について（該当部に○をつけてください） ・屋内給水装置の修繕 ・宅内埋設部の修繕 ・その他（ ）	公表： 可・否
給水装置工事の対応について（該当部に○をつけてください） ・配水管からの分岐 ～ 水道メーター （新設 改造） ・水道メーター ～ 宅内給水装置 （新設 改造）	公表： 可・否
その他給水装置以外の対応等について ・ ・ ・	公表： 可・否

※1 項目毎に公表の可否を選択（どちらかに○をつける）してください。

公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※2 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第 36 条（事業の運営の基準）に準拠

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	実施団体及び研修会名	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます） 公表： 可 ・ 否 （どちらかに○をつけてください）		

- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印等は必要ありません。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる
技能を有する者の状況

水道法施行規則 第 36 条（事業の運営の基準）に準拠

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営
に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口
から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の
地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作
業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に
従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

※ 過去 1 年以内に給水装置工事の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます） 公表： 可 ・ 否 （どちらかに○をつけてください）				

- ・ 保有している資格等については、資格等を証明する書類（修了証・合格証等）の写しを添付してください。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。